

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」（<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>）に掲示し、平成21年9月10日まで縦覧に供する。

平成21年7月21日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成21年7月10日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人かがわサンサン俱楽部

佐野 昭三

丸亀市綾歌町岡田下353番地1

3 定款に記載された目的

この法人は、長い年月と風雪を経て、多くの人々の手で築きあげられた町や集落と、次世代に継続できる地域に根ざした暮らしや、民家、町並みの現実的意義を再確認し、生活文化の深度から再生回復を図り、我が国の民家再生及び、活性化に貢献することを目的とする。